

ワッセナー・アレンジメント

(特徴、課題及び今後の展望)

2013年9月7日

外務省不拡散・科学原子力課企画官
長沼善太郎

Contents

1. WAの特徴
2. 情報共有機能の促進
3. A T Tとの連携の強化
4. メンバーシップ拡大における対応

1. ワッセナー・アレンジメント（WA）の特徴

（1）輸出管理レジーム（NSG、MTCR、AG、WA）の共通の特徴

- ・ 規制対象となる品目・技術リストを定め、規制措置について定める。
- ・ 合意事項は国際約束ではなく、いわゆる紳士協定。
- ・ 総会、全般的な作業部会に加えて、技術的専門家会合等を有する。
- ・ 基本的にlike-mindedな国の集まりであり、意思決定はコンセンサス。

(2) 各レジームの特徴

(ア) NSG

原子力専用品については、**受領国が IAEA との包括的保障措置協定を発効させた場合にのみ移転**される。移転される際には**受領国から一定事項の保証の取付け**が必要。

(イ) MTCR

カテゴリー I 品目については、製造設備は輸出されず、その他の品目の輸出についても輸出は拒否される可能性が極めて大きい。輸出を許可する際には、**事前同意なしの使用目的の変更や再輸出の禁止等について規定する国際約束の締結**が必要。

(ウ) WA

(a) 汎用品のみならず兵器についても、**移転を行うか拒否するか**の決定は各参加国の**単独の責任**。輸出の際の考慮条件は定められているが、**輸出の当否は最終的には各国の裁量に委ねられている**。**輸出の際の手続も、基本的に輸出国の裁量に委ねられている**。

(b) 他のレジームでは行われている**アンダーカット事前協議は兵器及び汎用品のいずれについても行われておらず**、これに代わるものとして、アンダーカットを行った場合の**事後通報が機微な汎用品についてのみ行われている**。



- ・WAは、他の輸出管理レジームと同様に規制リストを作成する一方で、対象となる品目・技術の輸出の許可・不許可、輸出の際にとるべき手続については、他のレジーム（NSG及びMTCR）に比してより多くの裁量の余地を残す。
- ・WAは、意見交換・情報共有がより大きな役割を果たし得るレジームと言える。

2. 情報共有機能の促進

(1) WAにおける情報交換

WA非参加国への移転について、以下の通報が行われている。

- (ア) 兵器 : 年2回の移転通報
- (イ) 汎用品
 - (a) 基本的な汎用品 : 年2回の移転拒否通報
 - (b) 「機微な」汎用品 :
 - ①年2回の移転通報
 - ②移転拒否に関する個別通報
(拒否を行った後30日～60日以内)
 - ③「アンダーカット」に関する個別の事後通報
(輸出許可後30～60日以内)

(2) WAの情報共有機能強化の方向性

- ・ リスト品目の移転に関する情報共有・意見交換の強化
- ・ 拒否通報及びアンダーカット事前協議をボランティア・ベースで行う可能性の探求
- ・ 引き合いに関する情報を共有する可能性の探求
- ・ 各国によるキャッチオール制度及び運用に関する情報の共有
- ・ 地域情勢等に関する意見交換の強化

3. A T T との連携の強化

(1) A T T の意義

- ・ A T T が定める武器の範囲は、W A の兵器リストよりも狭い。
- ・ 兵器に使用され得る汎用品についても A T T の対象外。
- ・ W A においては、小型武器や M A N P A D S の移転手続を比較的詳細に規定。A T T においては、W A ほど詳細な手続は定められていない。



しかしながら、**法的拘束力を有する A T T** が、通常兵器の国際貿易を規制し、又はその規制を改善するための可能な最高水準の共通の国際的基準を確立すること、通常兵器の不正な取引を防止し、及び根絶し、並びに流用を防止することを目的として掲げ、締約国に対し、**通常兵器の管理リストを提供して共有することを求める**と共に、**輸出に当たっての諸原則を定めた意義は極めて大きい。**

- ・ A T T は、締約国間の協力について定めると共に、締約国会議が条約の実施及び運用に関する勧告を採択することができることを定める。



A T T は、将来における運用強化により、武器貿易に関する国際的なルールを更に強化する可能性を開いている。

(2) A T T 成立後のW A の役割

- ・ A T T は、普遍的な参加が期待される国際約束。W A は技術先進国を中心とした、基本的にはlike-mindとされる比較的少数の国のフォーラム。
- ・ 武器輸出を巡るルール作りは、強い政治性を有するとともに高度に技術的な課題。



- ・ 小回りがきく先進国のグループであるW A には、武器輸出を巡るルール作りにおいて有為な役割を果たし得る可能性が存在。
- ・ W A において作成されるBest practice等の各種文書は、将来的にA T T の場に流し込まれ、議論を経た上で、普遍的なルールとして確立していく可能性が存在。
- ・ W A の今後の取組は、A T T を通じて将来的に普遍的なルールとすることも念頭に置いて行われるべき。W A の参加国は、先進技術と高い志を有する国として、この点に関し積極的な貢献を行うことが求められる。

4. メンバーシップ拡大における対応

- ・ ループ・ホールをなくし、国際的な輸出管理体制を強固なものとするためには、規制対象品目の供給能力を有する全ての国がレジームの合意に沿って行動することが望ましい。この観点からは、基本的にすべての供給国をレジームに取り込んでいくことが望ましい。
- ・ 他方、受領国としての側面を強く意識し、輸出管理へのコミットメントが十分ではない供給国がレジームに参加する場合には、受領国の立場を代弁して規制緩和の働きかけを行い、レジームの協力的な活動を攪乱させる可能性も存在。



新たな国のレジームへの参加は、プロとコンの両者をもたらす。

・ レジームへの参加希望が表明された場合に各国が考慮してきた要素。

①自国の安全保障上の影響

②国際的な輸出管理体制強化への影響

③レジームの運用上の影響

④自国の産業界への影響



上記の4要素の重要性は全てが同等ではないが、これらの4点を総合的に判断し、我が国と国際社会の利益を最大化するための判断を行っていくことが適当。